

平成30年9月3日

由仁町議会
議長 熊 林 和 男 様

総務文教常任委員会
委員長 加 藤 重 夫

総務文教常任委員会道内行政視察報告書

本委員会は、道内行政視察を次のとおり終了したので、由仁町議会会議規則第77条の規定により報告します。

記

- 1 視察事項
 - ・災害時における議会のあり方について
 - ・芽室町議会活性化主要事業への取組について
- 2 期 日
平成30年7月31日（火）
- 3 視察地
十勝管内芽室町
- 4 派遣議員
加藤 重夫・早坂 寿博・井村 勇夫・吉田 弘幸
- 5 随行職員
議会事務局長、事務担当主査
- 6 視察内容
別紙のとおり（報告書文責 副委員長 早坂 寿博）

芽室町議会視察報告書（7月31日）

はじめに（芽室町の概要）

芽室町は北海道の東部、十勝平野のほぼ中央に位置し、帯広市、音更町、鹿追町、清水町、日高町に隣接する。面積513.76km²、人口18,950人、7,815世帯（平成28年3月31日現在）を数え、年少人口率が15.3%と全道に3番目に高く子供の多い町である。

畑作、畜産を基幹産業とし、スイートコーン、ビート、小豆、馬鈴しょ、小麦の生産がある。食品加工などの製造業を中心とした第2次産業と製品輸送の第3次産業が連携し、発展をし続けている町である。

第1 災害時における議会のあり方について

1 浦芽室町議会災害時対応基本計画策定の経過

芽室町議会では、平成23年9月の台風12号の発生時、避難勧告が発令された際、「議会及び議員として行動しなくていいのか」「議会はどのように行動すべきか」「議会は避難場所及び災害箇所を把握してもいいのか」などの疑念から、議会運営委員会でも行動指針について協議されたものの、その当時は「執行機関への支障」等が懸念されたことから見送られた経過にある。

その後、平成23年3月の東日本大震災を契機に、地域防災計画に加え、業務継続計画を策定する議会も増え、芽室町議会においても大規模災害時の迅速な意思決定、多様な町民ニーズの反映、議会機能の継続化について検討し、その結果、議会業務継続計画を確立すべきものとして、「芽室町議会災害時対応基本計画」が策定されたものである。

2 災害時の議会及び議員の行動のあり方

（1）議会としての役割

議会は、大規模災害が発生した非常時においても機能停止することなく、有効な議決ができる会議を開催し、この機能を維持する必要がある。

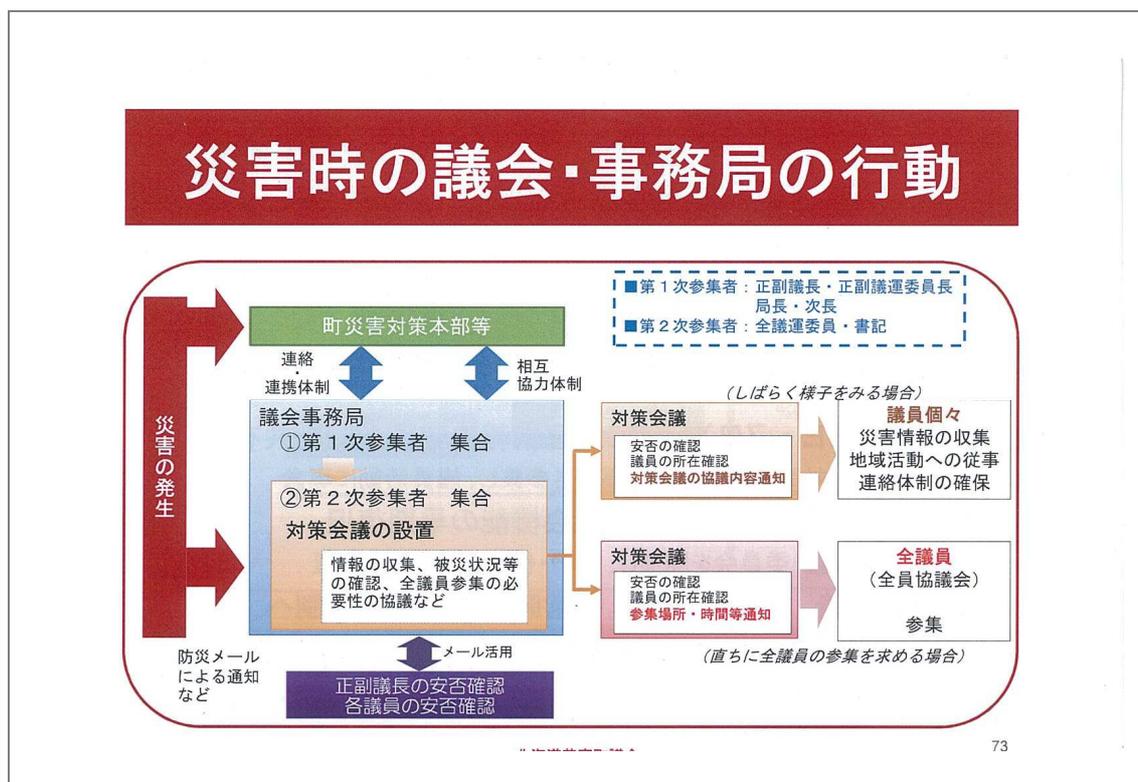
災害の復旧、復興にあたっては住民代表機関として、大きな責務と役割と担う。

（2）議員としての役割

議員は、合議制としての議会が基本的な機能を維持するため、構成員としての役割を担う。また、一町民として被災した町民のために非常事態に即応した役割を求められる中で、地域活動などに従事する役割も同時に担うものである。

(3) 災害時の議会・事務局の行動

災害時における具体的な行動は、次のとおりである。



資料：芽室町議会

(4) 災害発生時以降の議員の行動

発災時から1か月後までの議員の行動は、次のとおりである。

①初動期（発生後～3日） 災害対策会議設置

安否確認、情報収集、災害対策委員会議に参集するまでは、町民として地域活動等に従事

②中期（3日～7日） 災害情報の収集・把握・共有

災害対策会議の指示に基づき参集し、議員活動に専念

③後期（7日～1か月） 議会機能の早期復旧

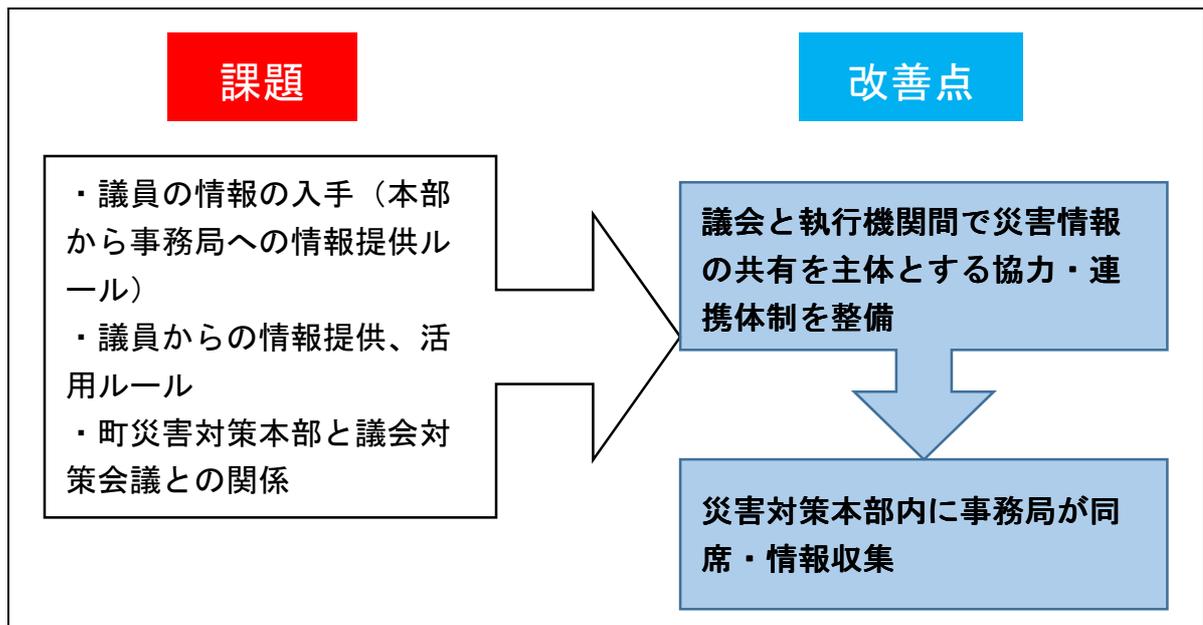
本会議・委員会を開催し、復旧・復興予算などを審議

④1か月後 平常時の議会組織体制へ

復興計画等について、議会として審議

3 実態から見た基本計画運用の検証と課題解決策

平成28年8月に発生した台風10号の実態から、当該基本計画の運用の検証を行った結果、「課題」が浮かび上がり、その「改善点」を整理した。



第2 議会改革活性化主要事業への取組みについて

1 芽室町議会改革の経過

芽室町議会の改革の起点となった「議会活性化計画」は、当初、平成12年度に策定した。その後、計画の内容について調査や議論を進めた末、平成19年に制定した自治基本条例において、項目を条文化した経過にある。明文化された4項目は次の構成となっている。

- ①芽室町議会の運営理念と基本方針
- ②議会活性化計画年間スケジュール
- ③議会活性化計画
- ④議会自己評価

2 議会基本条例の制定

平成23年改正後、有識者を招き研修会を開催した際、自治基本条例に掲げている項目だけでは不足感があるとの講師の助言を受け、議会基本条例の必要性について機運が高まった。

その後、議会では協議を開始し、議会運営委員会における所管調査と数回の議員研修会を経て、議員協議会で審議を行った。

議会運営委員会では9章30条からなる議会基本条例案をまとめ上げ、平成25年3月の定例会において提案し、全員一致で可決されたものである。

条例には、それまで積み上げてきた議会改革・活性化策、また、これから新たに取組む議会改革・活性化策を明記した。

さらに、議会基本条例の制定と同時に次の取組を始めた。

- ①政治倫理条例制定
- ②議会会議条例制定
- ③通年議会制スタート
- ④文書質問制度スタート
- ⑤傍聴者への配慮
- ⑥議会改革諮問会議
- ⑦議会だより通年発行

3 条例制定後の重要な事項

議会活性化が停滞することがないようにするためには、条例の進行管理及び点検、見直し、活性化計画の確実な実行が極めて重要である。

- ① 条例の進行管理が大事
→自己評価・委員会評価・議会評価
- ② 議会における計画が重要
→議会活性化計画
- ③ 条例点検・見直しが大事
→条例改正の協議

4 今後の課題

- ① 改革を止めない創意
- ② 町民の関心度を上げる
(投票率向上を図る。)
- ③ 「政策議会」へ

これらの課題の解決に向けて、大きな改革よりも細かな改革・改善の積み重ねのこだわりを忘れず議会活性化計画を着実に推進し、執行機関の運営手法に合わせた計画・評価・情報共有等を行うことにより、議会基本条例に謳っていることを実現し、「総合改革型議会」への発展を目指している。

さいごに（視察を終えて…）

この度は、芽室町議会で2つの項目について視察調査しました。先方からは柴田正博副議長、議会運営委員会 早苗委員長、総務経済常任委員会 中野委員長に出席いただき、議員自らが視察の進行、内容説明を行なうなど、議員の自覚と責任感が感じられたところでした。

研修事項の一つであります災害時における議会のあり方につきましては、災害が発生してからのルールづくりとして、災害時対応基本計画を定めたものであります。当町においても、あってほしくない大規模災害ではあります。いつ起きるのが分からないのが災害です。起きてしまう前に当議会においても一日も早く議会内で議論しながら、議会災害時対応基本計画と策定していかなければならないと考えています。

そして、今後由仁町においても災害に対する危機意識を高める観点から町内全域、全町民の参加を対象とした防災訓練を計画的に実施する必要があると感じました。

また、議会改革活性化への取組みにつきましては、芽室町議会では先進的な取組を数々と進めており、議会改革への熱意・創意、町民の関心度を高める行動、何よりも小さなことの積み重ねを続けていることに感銘を受けました。

今回の視察は、短い時間でありましたが貴重な研修をさせていただきました。視察にあたり多忙の中、ご協力いただきました関係各位に感謝申し上げます。

以上、総務文教常任委員会道内行政視察報告といたします。

(報告書文責 副委員長 早坂寿博)